

(6) 補助金交付手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>都市整備部 交通道路室 道路整備課</p>	<p>補助金の額の確定は、事業実績報告書受領後20日以内を原則としているが、大阪府道路公社箕面有料道路整備資金借入金利子補助金について、平成26年度分補助金の額の確定が事業実績報告書受領から約1年後に行われていた。また、平成27年度分補助金の額の確定が行われていなかった。</p> <p>1 平成26年度分 (1) 補助事業の完了期日：平成27年3月31日 (2) 実績報告書の提出日：同年4月7日 (3) 補助金額の確定日：平成28年3月30日 (4) 支出済額：119,900,978円</p> <p>2 平成27年度分 (1) 補助事業の完了期日：平成28年3月31日 (2) 実績報告書の提出日：同年4月12日 (3) 支出済額：119,647,675円</p>	<p>補助金交付事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【「支出負担行為等の事務処理の促進について（依頼）」（昭和49年7月16日付け審第150号）】</p> <p>2 補助金の「額の確定」について 補助金交付規則第12条に基づく事業実績報告書の提出期限は、補助事業者等の事業完了後1カ月以内、「額の確定」は、事業実績報告書受領後20日以内を原則とし、これら事務処理の遅延しないように留意すること。</p>	<p>監査の受検後速やかに、平成27年度分補助金の額の確定を行った。</p> <p>また、平成28年10月に、室内職員に監査結果の情報共有を行うとともに、補助金の額の確定事務に係るルールの周知徹底を図った。</p> <p>今後も、事務手続に当たっては、会計事務ポータルサイトに掲載されている事務執行に関する諸規定をその都度、十分に確認することにより、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月20日から同年7月12日まで）